

介護専用型特定施設入居者生活介護指定候補事業者公募に関する Q & A

NO.	施設 種類	項目	質問	回答	掲載日
1	－	応募書類について	定員47名とあるが44名でも可能でしょうか。	応募できません。 本公募では地域ごとに「整備定員数（例：沖縄市は47人又は30人）」を定めており、その定員を満たす計画での応募が必須要件となります。 <参照> ○公募要項第2の1「整備地域・整備定員数」、第4の1「応募要件」	8月6日
2	－	応募書類について	一時介護室（処置室）の確保は各フロアに配置する必要があるか？	法令上、各フロアへの配置義務はありませんが、利用者の動線や安全性を考慮し、各フロアに配置することが望ましいです。（例：2階建てであれば1階・2階に各1カ所設けるなど） なお、すべての居室が介護居室であって利用者を他の部屋へ移す必要がない場合にあっては、条例の規定に基づき、独立した一時介護室を設けないことも可能です。 <参照> ○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第220条第3項 ○厚生労働省 事務連絡「運営基準等に係るQ&A」（平成13年3月28日）	8月6日
3	－	応募書類について	応募は1法人につき1回とあるが、同年の地方自治体（確認済み）地域密着型）への応募は可能でしょうか。	可能です。 公募要項の「1法人につき1件」という制限は、本県が実施する本公募内における制限です。他自治体が実施する地域密着型サービス等の公募への応募を妨げるものではありません。	8月6日
4	－	応募書類について	既存の建物内で一部フロアのみを特定施設として応募することは可能でしょうか。例）2Fサ高住・3F～4F特定施設	可能です。 ただし、特定施設部分と他施設（サ高住等）の区画が明確に分けられていること、設備の共用範囲や職員の兼務関係が関係基準に適合していることが前提となります。	8月6日
5	－	応募書類について	同一建物内の一部フロアのみを特定施設として応募する場合、「施設の入居者数の総数」は当該特定施設部分の定員を記載するのか、建物全体の入居者数を記載するのかが教示いただけますでしょうか。	当該特定施設部分の指定定員数を記載してください。 同一建物内に他の事業・施設が同居している場合でも、提出書類における「入居者数（定員）」は、人員配置や設備基準の算定根拠となる特定施設部分の定員数を記入してください。	8月6日
6	－	応募書類について	専門職の配置について、常勤換算1名の算定方法は勤務実務で判断するのか。また、常勤職員の休日を含めた勤務換算の考え方を教示いただけますでしょうか。	1. 常勤職員：就業規則等で定められた所定労働時間を満たしていれば、通常の休日（週休等）を含めて「1.0」と算定します。また、有給休暇や出張等の期間であっても、その期間が「暦月で1箇月を超えない限り」常勤「1.0」として勤務したものとみなして算定できます。 2. 非常勤職員：休日や有給休暇等を除いた「実際の勤務実績時間」を基に算定します。 3. 育休・産休時の特例：常勤職員が産休・育休等を取得した場合は、複数の非常勤職員の勤務時間を合算して常勤要件（1.0）を満たす特例が適用可能です。 <参照> ○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 第2条第1項 ○厚生労働省通知 老企第25号（運営基準留意事項通知）第2の2 ○厚生労働省 事務連絡「運営基準等に係るQ&A」（平成14年3月28日）	8月6日
7	－	応募書類について	健康管理室（医務室）について、採光・換気設備に関する基準及び最低必要面積の基準があれば教示いただけますでしょうか。	介護保険法上の設備基準として、具体的な面積や採光・換気設備の個別数値基準はありません。 ただし、事業を適切に行うために必要な広さや衛生環境を確保するとともに、建築基準法や消防法など関係法令の基準を満たす必要があります。	8月6日

介護専用型特定施設入居者生活介護指定候補事業者公募に関する Q & A

NO.	施設 種類	項目	質問	回答	掲載日
8	－	応募書類について	健康管理室は各フロアへの設置が必要でしょうか。または同一建物内に1カ所設置する形でも満たしますでしょうか。	各フロアごとに設置する必要はありません。 健康管理室（医務室）は条例上の必須設備ではなく、「沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針」においても提供するサービス内容に応じて設ける設備とされています。そのため、事業計画上設置する場合であっても各フロアへの配置は求められず、同一建物内に1カ所配置する計画で差し支えありません。 <参照> ○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第220条第3項 ○沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針 第5の(8)の二	8月6日
9	－	応募書類について	地元への説明同意書は、規定書式はありますか。	説明同意書については指定の様式はありませんので、任意の書式で構いません。応募書類様式7もご活用いただき、説明の実施日時、対象者（地元自治会等）、説明内容、出席者からの意見や了解状況が明確に確認できる書類を作成して提出してください。	8月6日
10	－	応募書類について	既存の施設がある場合、小規模の改装についても事業費内訳を提出が必要でしょうか。	提出が必要です。 小規模な改修であっても、事業計画の実現可能性や資金計画の妥当性を確認するため、改修工事にかかる事業費内訳書の提出をお願いします。	8月6日
11	－	応募書類について	健康生きがい施設の設置は義務付けられていますでしょうか。	設置の義務はありません。 健康生きがい施設は条例上の必須設備ではなく、「沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針」においても提供するサービス内容に応じて設ける設備とされています。事業計画や提供するサービス内容に応じた設備配置をご検討ください。 <参照> ○沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 第220条第3項 ○沖縄県有料老人ホーム設置運営指導指針 第5の(8)の八	8月6日
12	－	応募書類について	津波浸水予想区域に該当する場合、災害計画については添付書類として提出する必要がありますでしょうか。	添付が必要です。 やむを得ない事情により津波浸水予測区域内に設置・応募する場合は、浸水から入所者等の命を守るための具体的な措置（災害を想定した設計内容、避難計画の作成等の災害計画）が講じられていることが応募要件となりますので、災害計画書を提出してください。 <参照> ○公募要項 第4の8「応募要件」	8月6日
13	－	応募書類について	今年度30人で応募し、翌年以降等で47人の公募が出た場合に増床する形で応募することは可能でしょうか。	応募自体は可能です。 ただし、将来的に増床に係る公募が実施された際、改めて選定審査を受ける必要があり、本公募での選定によって将来の増床が確約されるものではないことにご留意ください。	8月6日

介護専用型特定施設入居者生活介護指定候補事業者公募に関する Q & A

NO.	施設 種類	項目	質問	回答	掲載日
14	－	応募書類について	生活機能向上連携加算の算定要件でリハビリ専門職との連携とあるが、同法人が運営する通所施設の理学療法士でも可能でしょうか。また、柔道整復師も含まれますでしょうか。	同法人の通所施設に勤務する理学療法士との連携は可能です。ただし、柔道整復師は対象に含まれません。 本加算の連携対象となる専門職は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師と規定されており、柔道整復師は対象外となります。なお、同一法人が運営する通所施設（通所リハビリテーション・通所介護等）に勤務する理学療法士等と連携する場合であっても、所定の要件を満たしていれば加算の算定が可能です。 <参照> ○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（厚生省通知 老企第40号 第2の4(8)） ○青本 497～499ページ	8月6日
15	－	応募書類について	夜間看護体制加算（Ⅱ）について、同法人が運営するクリニック看護師でオンコール体制にしても算定可能でしょうか。	所定の要件を満たしていれば、算定可能です。 本加算における24時間連絡体制（オンコール体制）は、自施設の看護職員だけでなく、病院・診療所（クリニック）や訪問看護ステーションとの連携により構築することも認められています。同一法人のクリニックの看護師がオンコールを担当する場合であっても、開始・終了時の状態引継ぎ（申し送り）や緊急時対応マニュアルの整備等、所定の要件を満たしていれば算定が可能です。 <参照> ○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（厚生省通知 老企第40号 第2の4(11)） ○青本 504～505ページ	8月6日
16	－	応募書類について	医療連携加算について、協力医療機関は同法人のクリニックでも算定対象となるか？	所定の要件を満たしていれば、算定可能です。 同一法人が運営するクリニック（医療機関）であっても、協力医療機関として求められる要件（24時間連絡体制の確保、往診対応、緊急時の入院受入体制などの連携構造）を実質的に備えていれば、算定対象となります。 <参照> ○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（厚生省通知 老企第40号 第2の4(13)） ○青本 505～506ページ	8月6日